

表2-4-1 一般廃棄物の処理状況

区 分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
し 尿	計画収集人口 (千人)	205	174	144	132	123	121	112	
	市町村 計 画 収 集 量	下水道投入 (百kl)	0	0	0	0	0	0	0
		し尿処理施設 (百kl)	6,807	6,582	6,402	6,249	6,373	6,152	6,083
		農地還元 (百kl)	0	0	0	0	0	0	0
		その他 (百kl)	0	0	0	0	0	0	0
		小計 (百kl)	6,807	6,582	6,402	6,249	6,373	6,152	6,083
	自家処理量 (百kl)	14	10	10	7	5	5	4	
合計 (百kl)	6,821	6,592	6,413	6,256	6,378	6,157	6,087		
ご み	計画収集人口 (千人)	2,097	2,073	2,034	2,032	2,025	2,065	2,055	
	ごみ総排出量 (千t)	生活系ごみ (千t)	487	483	467	449	453	445	449
		事業系ごみ (千t)	218	203	194	191	193	194	191
		集団回収量 (千t)	86	82	75	72	66	63	56
		1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	1,027	1,013	991	960	959	932	928

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 し尿はくみ取りし尿と浄化槽汚泥を加えたものである。

(2) 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理<廃棄物対策課>

市町村等は、一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設に関する長期整備計画を策定し、その整備を進めている。

平成26年度においては、表2-4-2のとおり循環型社会形成推進交付金を活用し、基幹的設備改良(焼却施設)6箇所、リサイクルセンター1箇所、汚泥再生処

理センター1箇所、最終処分場2箇所について、施設整備に努めた。

平成27年3月末現在の県内の一般廃棄物処理施設の整備状況は、資料47、48、49及び50のとおりである。

県は、これら一般廃棄物処理施設の適正な維持管理が図られるよう施設への立入検査を実施した。平成26年度の立入検査の実施状況は、表2-4-3のとおりである。

表2-4-2 一般廃棄物処理施設の整備状況

(平成26年度)

施設別	設置主体名	整備規模	工期
基幹的設備改良(焼却施設)	多治見市	170 t/日	23~26
基幹的設備改良(焼却施設)	可茂衛生施設利用組合	240 t/日(焼却炉) 60 t/日(灰溶融炉)	24~28
基幹的設備改良(焼却施設)	岐阜市	450 t/日	24~27
基幹的設備改良(焼却施設)	岐阜市	150 t/日	25~26
基幹的設備改良(焼却施設)	中濃地域広域行政事務組合	168 t/日	25~27
基幹的設備改良(焼却施設)	大垣市	240 t/日	26~29
リサイクルセンター	飛騨市	0.2 t/5h	25~26
汚泥再生処理センター	岐阜市	160kl/日	26~27
最終処分場	西濃環境整備組合	19200㎡	25~27
最終処分場	可茂衛生施設利用組合	17000㎡	26

備考) 県廃棄物対策課調べ

表2-4-3 一般廃棄物処理施設の整備状況及び立入検査の実施状況

(平成26年度)

区分	し尿処理施設	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	埋立処分地施設
箇所数	24 (2)	25 (3)	11 (1)	71 (5)
立入検査回数	29	20	11	76

(岐阜市分除く)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 ()内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(3) 環境美化運動の促進<廃棄物対策課>

空き缶や吸い殻等のごみの散乱を防止するため、年間を通じて美しいふるさと運動を実施し、特に強化期間として春と秋に「空き缶クリーンキャンペーン週間」(年2回)を設け、県民総参加によるクリーン活動を展開している。

県としても、「県職員によるノーカン活動」や各種啓発事業を行うとともに、「長良川を美しくしよう運動の会」構成員として、年3回実施される「長良川を美しく

しよう運動」(長良川の清掃活動)に参加している。

2 産業廃棄物の適正処理の推進

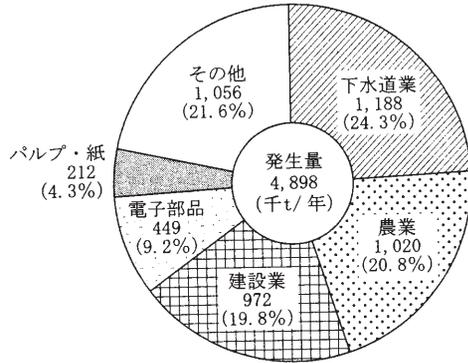
(1) 産業廃棄物の概況<廃棄物対策課>

環境省と岐阜県が共同で実施した平成21年度産業廃棄物実態調査によれば、平成20年度の産業廃棄物の発生量は、資料46のとおり4,898千tと推定されており、前回調査(平成16年度)と比較して6.7%の減少となっている。これを業種別に見ると図2-4-1のとおり

で、多量に排出している業種は下水道業、農業、建設業、電子部品、パルプ・紙で、これら5業種で約8割を占めている。また、産業廃棄物の種類別にみると、図2-4-2のとおり汚泥32.4%、動物のふん尿20.8%、がれき類17.0%、廃酸8.2%となっている。

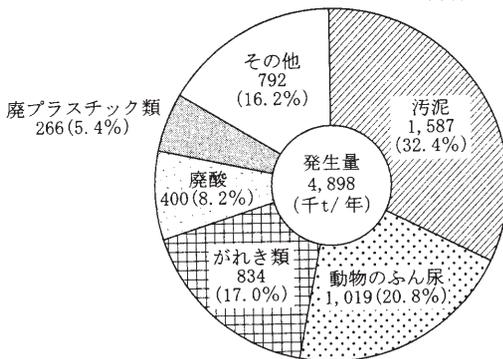
これらの処理状況（農業を除く）は図2-4-3のとおりで、発生量3,878千tのうち、42.3%が資源化され、さらに54.5%が減量化され、3.3%が最終処分されていると推定される。

図2-4-1 産業廃棄物の業種別発生量
(平成20年度実績)



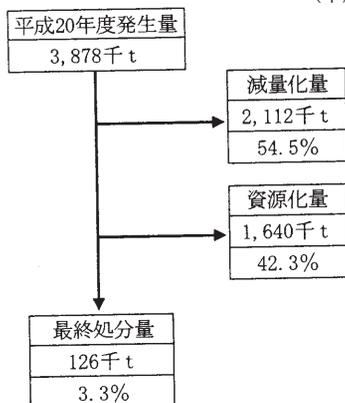
備考) 環境省・県廃棄物対策課調べ
「平成21年度産業廃棄物実態調査」

図2-4-2 産業廃棄物の種類別発生量
(平成20年度実績)



備考) 環境省・県廃棄物対策課調べ
「平成21年度産業廃棄物実態調査」

図2-4-3 産業廃棄物（農業を除く）の処理状況
(平成20年度実績)



備考) 1 環境省・県廃棄物対策課調べ
「平成21年度産業廃棄物実態調査」
2 下段は発生量に対する比率を示す。
3 端数処理の関係で合計は一致しない。

(ア) 排出事業者による処理

産業廃棄物を排出する事業者（以下「事業者」という。）は、排出事業者責任の原則に基づき、産業廃棄物を適正に処理するため、必要な中間処理施設を個別に設置して廃棄物の減量化等に努め、自ら設置する最終処分場に埋立てを行うなどの処理を行わなければならない。また、排出事業者自らで処理することが困難な場合は、産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）に委託し処理を行わなければならない。

(イ) 処理業者による処理

産業廃棄物の処理は、排出事業者責任のもと、排出事業者自らが適正に処理することが基本であるが、これが困難である場合には、処理業者にその処理を委託することが認められている。県では、処理業者が排出事業者責任の一翼を担う業務の重要性をよく認識し、その責務を十分全うすることができるよう処理業者の指導、監督に努めている。

処理業者の許可状況は、表2-4-4のとおりである。

表2-4-4 産業廃棄物処理業者の許可状況
(平成27年3月末現在)

産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	3,917 (43)
	積替を含むもの	132 (21)
産業廃棄物処分業	中間処分のみ	256 (32)
	最終処分のみ	7 (0)
	中間処分、最終処分	3 (1)
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	457 (5)
	積替を含むもの	15 (3)
特別管理産業廃棄物処分業	中間処分のみ	12 (3)
	最終処分のみ	1 (0)
	中間処分、最終処分	0 (0)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 () 内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(ウ) 県内の産業廃棄物処理施設

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に基づき設置許可を必要とする処理施設の事業者及び処理業者による設置状況は、表2-4-5のとおりである。

表2-4-5 産業廃棄物の処理施設の設置状況
(平成27年3月末現在)

施設名	施設数	
汚泥の脱水施設	5 (1)	
汚泥の乾燥施設	3 (0)	
焼却施設	43 (1)	
区分(重複有り)	汚泥焼却施設	13 (1)
	廃油焼却施設	4 (1)
	廃プラスチック類焼却施設	12 (0)
	その他焼却施設	27 (1)
廃油の油水分離施設	1 (0)	
廃酸廃アルカリの中和処理施設	4 (0)	
破碎施設	170 (13)	
区分(重複有り)	廃プラスチック類破碎施設	49 (0)
	木くずがれき類破碎施設	169 (13)
最終処分場	9 (1)	
区分	管理型	6 (1)
	安定型	3 (0)
シアン化合物分解施設	1 (0)	
合計	236 (16)	

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 () 内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(2) 産業廃棄物処理施設の適正な維持管理<廃棄物対策課>

産業廃棄物の保管状況及び処理状況について、事業者及び処理業者の中間処理施設、埋立処分地等に立入検査

を実施し、産業廃棄物の適正処理を指導した。

なお、平成5年4月からは、監視指導要領に基づき処分業者に対する立入検査を行っている。

立入検査の実施状況は、表2-4-6のとおりである。

表2-4-6 産業廃棄物の立入検査の実施状況

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
事業者	1,321 (311)	970 (359)	890 (451)	788 (443)	625 (347)	859 (123)	625 (112)	506 (107)
処理業者	846 (133)	662 (107)	776 (111)	706 (116)	626 (114)	567 (113)	598 (112)	662 (113)
計	2,252 (247)	2,167 (444)	1,632 (466)	1,494 (559)	1,251 (461)	1,426 (236)	1,223 (224)	1,168 (220)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 () 内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(3) 農業用使用済プラスチックの処理<農産園芸課>

本県における、農業用使用済プラスチックの排出量は表2-4-7のとおりで、長期的な傾向をみると園芸用資材の長期利用が進んでいることや園芸用施設設置面積などが減少しつつあることから、近年、使用済プラスチックの排出量は徐々に減少してきている。

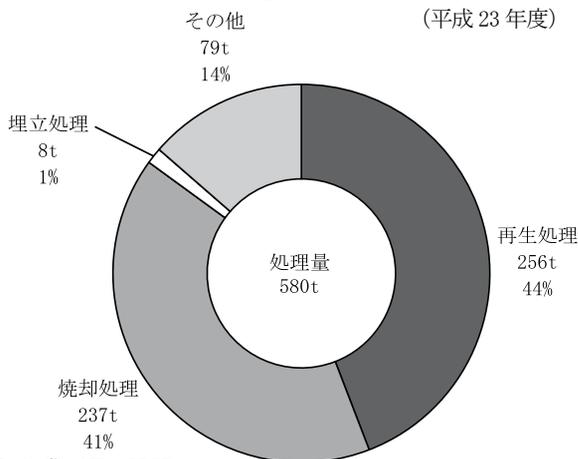
平成23年度、県農業用使用済プラスチックの回収処理状況調査によると、処理量580tのうち、44%が再生処理され、41%が焼却処理された(図2-4-4)。

表2-4-7 県内の農業用使用済プラスチック排出量の推移

	平成18年度	平成20年度	平成23年度
排出量(t)	883	631	580

備考) 県農産園芸課調べ

図2-4-4 県内の回収された農業用使用済プラスチックの処理状況



備考) 県農産園芸課調べ

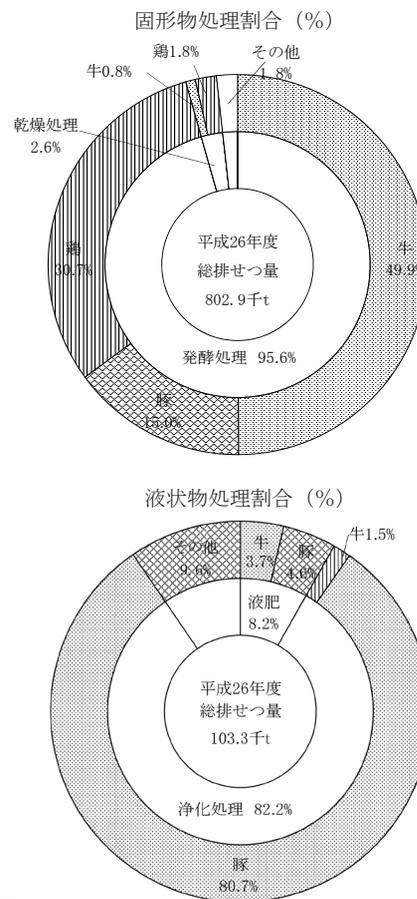
(4) 家畜ふん尿の処理<畜産課>

平成26年度における家畜ふん尿の処理状況は、図2-4-5のとおりで、総排せつ量906.2千tのうち88.6%に当たる802.9千tが固形物として処理され、残り11.4%に当たる103.3千tが液状物として処理された。

固形物の98.2%に当たる788.6千tが発酵又は乾燥処理された後、農地還元による再利用が行われ、残りの1.8%に当たる14.4千tが焼却等の処理がなされた。

液状物の8.2%に当たる8.5千tが液肥として農地還元による再利用が行われ、82.2%に当たる84.9千tが浄化処理された。

図2-4-5 家畜ふん尿の処理状況



備考) 県畜産課調べ

3 廃棄物の処理対策の推進

(1) 廃棄物の発生抑制と適正処理の推進<廃棄物対策課>

(ア) 第2次岐阜県廃棄物処理計画の策定

岐阜県廃棄物処理計画(平成14年度策定)が平成23年度に終期を迎えたこと、平成23年3月に新しい環境基本計画が策定されたことを踏まえ、今後の循環型社会の構築に向けた取組みを推進するための基本方針として「第2次岐阜県廃棄物処理計画」(平成24年度~33年度)を平成24年3月に策定した。

(イ) ダイオキシン類対策

産業廃棄物焼却施設から発生するダイオキシン類の削減を促進するため、焼却施設設置者に対するダイオキシン類の測定指導、恒久対策指導等を行った。

また、平成11年12月15日より「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」を完全施行し、法規制未滿の小規模焼却施設に対する規制を行っている。焼却炉の構造基準に適合しない施設に対しては、焼却炉の改善を指導し、改善までの間は休止するように指導している。

(ウ) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・処分等について必要な規制を行うために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年7月15日から施行された。法に従い、事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者に対し、保管等の届出及び適正な保管について指導を行っている。

(エ) 排出事業者向け法令講習

排出事業者における廃棄物適正処理に関する知識向上を図るため、主に中小の排出事業者を対象として廃棄物処理法等関係法令に関する講習を実施しており、平成26年度は6つの団体・事業者において出前講座形式で講習を実施した。

(2) 農業用使用済プラスチックの適正処理対策の推進<農産園芸課>

農業用使用済プラスチックの適正処理や排出抑制を推進するため、平成9年に「岐阜県農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会」を設置した。

なお、岐阜県農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会では、現地研修会の開催や適正処理に関する情報提供を通じて、農業関係団体等に対し適切な処理を行うよう指導している。

(3) 畜産廃棄物の処理対策<畜産課>

家畜ふん尿は適切な処理を施すことにより、有効な土壌改良資材及び有機質肥料として利用できるため、耕畜連携の推進、その有効利用を図るよう指導した。その際、未熟ふん尿の農作物への悪影響と公害発生の防止対策として発酵処理施設又は乾燥処理施設を用いて十分に腐熟又は乾燥したものを施用するよう指導している。

このように、家畜ふん尿は農地還元することを前提として指導を行っているが、農地還元が不可能な地域においても、公害防止のため浄化処理又は焼却処理施設について適正な維持管理を行うよう指導している。

また、立地条件及び経営規模に適応した家畜ふん尿処理施設の設置を指導している。

家畜ふん尿の農地還元実績は、表2-4-8のとおりである。

表2-4-8 家畜ふん尿の農地還元実績

区分	平成26年度（実績）	
	総排せつ量(千t)	農地還元量(千t)
牛	424.5	411.2
豚	212.3	125.1
鶏	269.4	260.8
計	906.2	797.1

備考) 県畜産課調べ

(4) 「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」の施行<廃棄物対策課>

産業廃棄物処理施設の整備における県の関与のあり方については、平成18年に設置した有識者等による検討委員会において検討が行われ、平成20年3月に報告書が提出されたところであるが、この報告書を受け、産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前手続制度を見直した「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」を平成22年1月1日より施行した。

4 不法投棄等の不適正処理対策の推進

(1) 組織の構築<廃棄物対策課>

ア 廃棄物不適正処理対策連絡会議（平成8年度～）
不適正処理事案について、県・市町村・警察署・消防署等の関係機関が相互に連携し、厳正な措置を実施するために組織している。

イ 不適正処理対策部門の設置（平成14年4月～）
県警警視を室長とする「不適正処理対策室」を設置。（平成14年4月～平成18年3月）

県警警視を課長とする「不法投棄監視課」を設置。同時に警部をチーフ、警部補を非常勤併任職員に配置。（平成18年4月～平成21年3月）

県警警視の併任を解消し、県警警部をチーフ、警部補1名を常勤併任職員、1名を非常勤併任職員に配置。（平成21年4月～）

ウ 廃棄物対策課に監視指導担当を設置（平成23年4月～）

不法投棄監視課の廃止に伴い、廃棄物対策課に監視指導担当を新設し、不法投棄監視監を配置。

エ 岐阜県産業廃棄物対策会議（平成15年度～）

岐阜市椿洞における産業廃棄物不適正処理事案の発覚を受け、県各局及び県警察本部との緊密な連携のもと、産業廃棄物の重大な不適正処理事案に対し、迅速かつ厳格な対応を行うため、県庁内に「岐阜県産業廃棄物対策会議」を組織している。

オ 廃棄物監視指導専門職の設置（平成16年度～）

産業廃棄物の不適正処理事案に対して、県警との連携により監視活動等の強化を図るため、各振興局・事務所に警察官OBの専門職を警察本部と併せて任用し配置している。

[配置人数] 平成26年度 8名

(岐阜地域環境室並びに各振興局・事務所1名ずつ計8名)

(2) パトロール等監視体制の強化<廃棄物対策課>

ア スカイ&ランドパトロールの実施（平成9年度～）
・空と陸から連絡を取りながらパトロールを実施している。

・飛行経路に県境主要道路付近の山林及び河川敷等を加える等、監視強化を図っている。

[実施回数] 平成26年度 5回

イ 産業廃棄物収集運搬車に対する路上検査の実施

・国・他県市合同での路上検査
県境等で他県市等との合同による産業廃棄物収集運搬車の路上検査を実施し、不適正処理の未然防止を図っている。

[実施県] 三重県・滋賀県（平成10年度～）、福井県（平成12年度～）、中部地方環境事務所・愛知県・名古屋市（平成13年度～）、岐阜市（平成20年度～）、長野県（平成23年度～）

・県内全域での路上検査の実施（平成20年度～）
上記に県単独での実施を加え、県内全圏域での路上検査を実施している。

ウ 夜間休日産業廃棄物不適正処理監視パトロールの実施（平成12年度～）

・行政の監視の手薄な夜間・休日に不法投棄等監視パトロールを実施している。

[実施回数] 平成26年度 450回

エ 可搬式カメラ監視システムの導入（平成17年度～）

・機動性が高く、適時、適所に設置できる可搬式監視カメラを導入し、不法投棄等を未然に防止している。

(3) 通報体制の整備<廃棄物対策課>

ア 廃棄物インターネット110番の活用(平成11年度～)
 廃棄物インターネット110番により、広く県民から不法投棄等の情報を得ている。

[通報受理件数] 平成26年度末現在 361件(累計)

イ 不法投棄等通報協力体制の整備

不法投棄を早期に把握するため、各種団体等の協力を得て通報体制を整備している。

郵便局員(平成12年度～)、森林組合員(平成13年度～)、岐阜県森林施業協議会(平成16年度～)及び中日本高速道路株式会社(平成17年度～)

(4) 不適正処理事案の公表(平成16年度～)<廃棄物対策課>

県民に対する説明責任や違反行為の発生抑止・拡大抑止を目的に、産業廃棄物不適正処理事案に関する事実や行政対応の状況を県ホームページで公表している(毎月更新)。

[行政処分事案] 9件、[行政指導事案] 11件(平成26年度末現在)

(5) 「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」の施行<廃棄物対策課>

産業廃棄物の不適正処理事案の中には、いわゆるフェロシルト問題をはじめ、土砂等の埋立て等を装った事案があり、こうした事案は、悪質化、巧妙化する傾向にあり、周辺住民に土壌汚染、土砂等の崩落等による災害発生の不安を与えている。

埋立て等による土壌汚染や災害発生を防止し、県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保するため、平成19年4月1日より「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」を施行した。

(6) ふるさと環境保全委員会の設置(平成15年度～)<廃棄物対策課>

産業廃棄物を処理する施設等が存する地域において、産業廃棄物の不適正処理の未然防止を図り、地域の生活環境を保全するため、地域住民が処理施設等を監視する組織として、平成15年5月6日から各地域にふるさと環境保全委員会を設置している。

[設置状況]平成26年度末現在 20委員会 270名

(7) 産業廃棄物立入検査強化事業<廃棄物対策課>

市町村職員を県職員(市町村立入検査員)に併任し、廃棄物処理法及び埋立規制条例に基づく県の立入検査権を付与することにより、不適正処理事案等に対する迅速、効果的な対応が可能となるよう監視指導体制の強化を図っている。

平成26年度は、25市町村59名の市町村職員を市町村立入検査員に任命し、県と市町村の連携による監視指導に努めた。

(8) 廃棄物事犯の取締り<警察本部生活環境課>

循環型社会実現のため、循環資源の有効利用及び廃棄物の適正処理に関して廃棄物の処理やリサイクルに関する法整備が行われているが、依然として行政指導に従わない者や、廃棄物を有価物と称して法から免れようとする不適正処理事犯が絶えず、大きな社会問題になっている。

岐阜県警察では、このような情勢をふまえて関係機関と連携し、

- ・産業廃棄物の不法投棄事犯
 - ・暴力団等が関与する組織的な事犯
 - ・行政指導を無視して行われる事犯
- 等を重点に取締りを強化している。

平成26年中の検挙状況は、表2-4-9のとおりである。

表2-4-9 廃棄物事犯関係検挙状況

平成26年1月1日～12月31日

一般廃棄物	68件	70名
産業廃棄物	3件	3名

備考) 県警察本部生活環境課調べ

5 災害時における廃棄物処理対策の推進<廃棄物対策課>

水害、地震等における災害時には、被災した住居から排出されるごみやがれき類など、一時的に大量の廃棄物が発生し、また道路の通行不能等によって平常時と同じ収集・運搬・処分では対応が困難となり、市町村の廃棄物処理が混乱することが予想される。

このような事態に備え、市町村において仮置場の設置、分別の方法等について、あらかじめ処理計画を立てておくことが必要であると考えられる。そこで、県では平成17年6月に「震災廃棄物処理計画」及び「水害廃棄物処理計画」の記載例を策定し、市町村に対し速やかな計画策定を促している。

第3節 関連産業の育成

1 リサイクル関連産業の育成支援

(1) リサイクル認定製品の利用促進<廃棄物対策課>

「岐阜県リサイクル認定製品」の利用推進を図るため、県ホームページやパンフレットで製品の紹介を行うとともに、国土交通省中部地方整備局等が主催する「建設技術フェア」に出展し、製品の使用を呼びかけた。

第4節 環境への負荷を軽減するための取組

1 環境に関する調査及び研究<産業技術課・農政課・林政課>

各試験研究機関において、環境保全に関する調査研究等を実施しており、得られた成果を社会に還元できるように努めている。

ア 工業技術研究所

(ア) 熱可塑性CFRPに関する成形・加工技術の確立

温室効果ガスであるCO₂の排出量削減のために、航空機や次世代自動車等の輸送用機械では、軽量化を図る必要がある。そのため、軽量で高強度な炭素繊維強化プラスチック(CFRP)の利用が増加している。特に、自動車等の量産部品においては、短時間に形状付与が可能な熱可塑性CFRPの適用が進められており、成形および機械加工技術の確立が急務となっている。このため、以下3課題に取り組んだ。

① 熱可塑性CFRPの切削・研削加工技術の確立

熱可塑性CFRPは高強度の炭素繊維に熱可塑性樹脂を含浸させた複合材料であるため、加工によってケバや樹脂の溶融などの加工損傷が生じることや、加工工具の摩耗や工具への溶着が課題となっている。そこで、端面加工における冷風の効果や加工力等の基礎的な加工特性を把握した。熱可塑性CFRPの高品質で低コストな加工技術を確立することによって、輸送用機械への適用の増加が期待できる。

② 熱可塑性CFRPの立体成形技術の確立

従来の熱硬化性CFRPは特殊な加工設備が必要であるとともに、加工時間が長く、熱や電気等のエネルギーも必要量が多い。それに対し、近年、注目をされている熱可塑性CFRPは、加熱ヒーターとプレス機を利用し、加工時間を大幅に短縮することが可能であり、消費するエネルギーの削減が